

秘密保持契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という。）、株式会社●●●●（以下「乙」という。）、株式会社●●●●（以下「丙」という。）及び株式会社●●●●（以下「丁」という。）は、甲乙丙丁間のDESIGN VISION PROJECTにおいて甲乙丙丁間で共同開発した商品（以下「本件商品」という。）を製造及び販売することを目的（以下「本目的」という。）として、相互に開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密情報）

第1条 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、本目的のために、いずれかの当事者のうち情報を開示する側（以下「情報開示者」という。）からいずれかの当事者のうちその開示された情報を受領する側（以下「情報受領者」という。）に対して開示された一切の情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 情報開示者から開示を受けた時点において情報受領者が既に保有していた情報
- (2) 情報開示者から開示を受けた時点において既に公知であった情報
- (3) 情報開示者から開示を受けた後に情報受領者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (4) 情報開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 情報受領者が情報開示者から開示された情報に拠ることなく独自に開発した情報

（秘密保持）

第2条 情報受領者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示または漏洩してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 本目的に関連して秘密情報を必要とする情報受領者の役員、従業員並びに本目的に関連して秘密情報を必要とする情報受領者の親会社及び子会社の役員、情報受領者の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家（以下「受領権者」という。）に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合
- (2) 情報開示者が事前に書面により承諾をした場合
- (3) 法令又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報の開示を要求され、合理的に必要な範囲で開示する場合

- 2 前項第1号の規定に基づき、情報受領者が法律上の秘密義務を負う者ではない受領権者に秘密情報を開示する場合、情報受領者は受領権者に対し、本契約によって情報受領者が負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるものとし、受領権者に義務違反が認められた場合には、情報開示者に対して直接責任を負うものとする。
- 3 第1項第3号の規定に基づき、情報受領者が秘密情報を開示する場合、情報受領者は、情報開示者に対し、情報開示後速やかにその旨を通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 情報受領者は、秘密情報を本目的以外の目的で使用してはならないものとする。

(秘密情報の管理)

第4条 情報受領者は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を管理しなければならないものとする。

(複製の禁止)

第5条 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製してはならないものとする。

- 2 前項の規定に基づき、情報受領者が情報開示者の書面による事前の承諾を得て、秘密情報を複製した場合、複製した情報も秘密情報に含まれるものとする。

(秘密情報の返還・破棄)

第6条 情報受領者は、本契約が終了したとき、又は情報開示者が要求したときは、情報開示者の指示に従い、保有する秘密情報を情報開示者に返還又は破棄するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、情報受領者が、秘密情報を返還又は破棄した場合において、情報開示者からの請求があったときは、情報受領者は情報開示者に対し、秘密情報を返還又は破棄したことを証する書面を速やかに提出するものとする。

(損害賠償)

第7条 情報受領者が、本契約上の義務に違反し、これにより、情報開示者に損害が生じた場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）の賠償をしなければならないものとする。

(差止め)

第8条 情報開示者は、情報受領者が本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止めを求め、又はその差止めを求める仮処分の申立てを行うことができるものとする。

(有効期間)

第9条 本契約の有効期間は本目的が終了するまでとする。

2 本項、第6条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に関連する一切の紛争に関しては、訴額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は協議の上、誠意をもって円満な解決を図るものとする。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、甲乙丙丁各自署名(記名)押印の上、原本1通を丙が、本書の控え各1通を甲乙丁がそれぞれ保有する。

令和●年●月●日

甲
所在地(住所)

名 称(氏名)

乙
所在地(住所)

名 称(氏名)

丙
所在地(住所)

名 称(氏名)

丁
所在地（住所）

名 称（氏名）